

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

入院給付金を受け取った場合の確定申告

Q 昨年入院をして手術をしましたが、その際に保険金をもらいました。この保険金について確定申告しないといけないのでしょうか？

解説

個人が生命保険会社等から受け取った入院給付金は金額にかかわらず非課税となります。ただし、医療費控除を受ける場合は、医療費から給付金を引かないといけません。

1. 非課税となる給付金・保険金

個人が受け取った入院給付金などは、病気やけがの治療にかかった費用を補うという性格がありますので、**金額にかかわらず非課税となります**。

非課税となる給付金・保険金は下記のものがあります。

・入院給付金 ・手術給付金 ・通院給付金 ・疾病療養給付金 ・障害保険金（給付金） ・
特定損傷給付金 ・がん診断給付金 ・特定疾病（三大疾病）保険金 ・先進医療給付金 ・高
度障害保険金（給付金） ・リビングニーズ特約保険金 ・介護保険金（一時金・年金） など

ただし、生存給付金や健康祝い金などは受け取った年の「**一時所得**」となります。一時所得は1年間に50万円を超えた分の2分の1が課税対象となります。

2. 給付金を受け取ったときの医療費控除

給付金等を受け取っても原則非課税なので、**確定申告は不要**です。しかし、医療費控除を受ける場合、病院に支払った医療費から入院給付金等で補填された分をさしひかなければなりません。

3. 相続財産となる場合

受取った給付金が相続財産として相続人が受け取る場合は、**相続税の課税対象**となります。また、死亡保険金も同様に相続税の課税対象となります。

要するに…

基本的に治療費や療養費など、実際に発生した費用を補う性格の給付金には課税されません。非課税にならない給付金・保険金は、死亡保険金・満期保険金・お祝い金などです。